

京都府告示第203号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。）
第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成30年4月6日

京都府知事 山 田 啓 二

| 指定番号 | 種類 | 名 称 | 発 行 所 等 | 指 定 理 由 |
|------|----|----------------|------------|------------------|
| 4 | 雑誌 | 裏グッズコレクション2017 | 株式会社ダイアプレス | 条例第13条の2第1項第3号該当 |